被扶養者の資格更新調査を行います

みなさんの保険料を正しく使うためにご協力をお願いします

ご家族が被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療費の給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国では、保険給付適正化の観点から、資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に利用し、健保財政の安定化を図るため、資格確認にはご協力をお願いします。

調査票の配布時期

平成26年7月ごろ調査票を配布する予定です。

実施対象者

被扶養者。ただし、①16歳未満の子および学生、②平成26年4月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

提出期限および提出先

平成26年7月31日までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格の取消しをさせていただくことがありますので、ご了承ください。

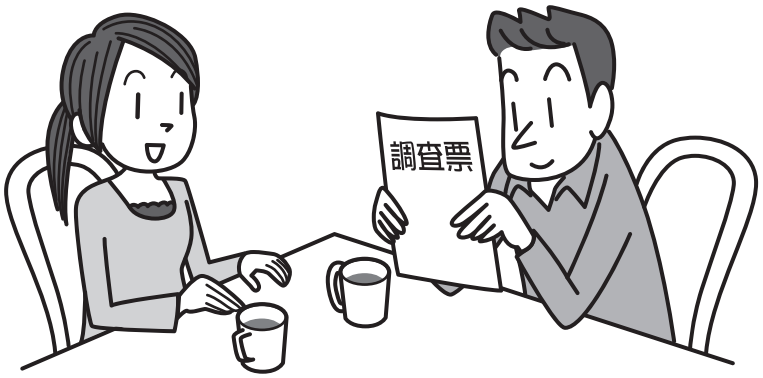

平成26年7月より保険証がカード型に変わります

当健保組合のみなさんの保険証が新しくなります。
新しい保険証は事業所をとおして交付する予定です。

新しい保険証はこう変わる！

①キャッシュカードと同じサイズのカード型の保険証に変更。
②1人1枚ずつ交付されるため、利便性がアップ。
③カード型に変わることによって、耐久性がアップ。

新しい保険証への切り替えについて

平成26年7月より、新しい保険証への切り替えを行います。従来の紙の保険証を事業所の健保組合担当者までご持参ください。なお、遠隔地証をお持ちの方は、そちらもお持ちください。

新しい保険証を受け取りましたら、内容をご確認いただき、記載内容に誤りがある場合は、事業所の健保組合担当者へお申し出ください。

保険証の裏面の住所欄には、必ず自宅の住所をご記入ください。

保険証の取り扱いには十分注意を！

カード型の保険証は、携帯しやすく便利になる反面、どこかに落としたり、紛失してしまうことも多くなります。また、保険証が1人1枚ずつ交付されることから、小さなお子さんのいるご家庭では、親御さんにお子さんの保険証の管理をしっかりと行っていただくことも必要になります。保険証の取り扱いには十分な注意をお願いします。